

3歳未満養育特例の適用には届出が必要です

「3歳未満養育特例」に関してよくあるQ&A

新年度を迎える春は、育児休業から復帰する組合員の方も多いのではないのでしょうか。

今回は平成27年10月より開始した「3歳未満の子を養育している期間の標準報酬の特例」について、組合員の皆さまから多い質問をご紹介します。

Q1 そもそもどんな制度なの？ なにかメリットがあるの？



Answer 平成27年10月1日以降、同居する3歳未満の子の養育中に標準報酬月額が下がった場合、実際に下がった報酬額に対する掛金を支払いますが、**年金の算定には養育開始前の高かった標準報酬月額を適用することで将来の年金額の減少を避ける制度**です。



標準報酬月額が下がる場合って？

Answer 例えばこんな場合です

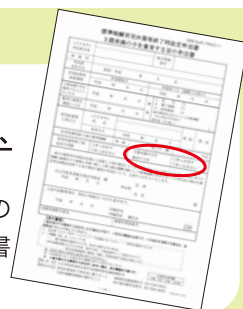
- 育児部分休業・育児短時間勤務で給料が減
- 引越し等で通勤手当が減
- 異動等で超過勤務が少ない部署になり、手当が減

等

Q2 制度の適用を受けるには、いつ申し出ればいいのか？



Answer 「3歳未満養育特例」を受けるには、**申出書の提出が必要です**。
産前産後休業及び育児休業を取得された方については、**申出時期は、職場復帰するとき**です。(産休・育休期間は掛金免除のため適用外)
「標準報酬育児休業等(又は、産前産後休業)終了時改定申出書」※1の「3歳未満の子を養育する旨」欄の「申し出ます」にチェックをし、添付書類※2と併せて所属所の事務担当者に提出してください。



※1 福利厚生事務の手引 別冊様式集P143・145 ※2 福利厚生ハンドブックP90参照

Q3 育児休業をしないお父さんも適用になるの？



Answer 対象者は、3歳未満の子(平成24年11月1日以降生まれ)を養育している父母で、適用を希望する組合員となります。また、父母ともに組合員の場合も適用されます。子の出生後に「3歳未満の子を養育する旨の申出書」※3を提出してください。

※3 福利厚生事務の手引 別冊様式集P147

Q4 新たに次の子の産前産後休業を開始するときは終了届※4が必要？



Answer 必要です。産前産後休業中は掛金の支払いが免除のため、制度が適用されません。その他、次の場合には、終了届を必ず提出してください。

これがポイント!

- ・新たに他の年少の子の養育特例を開始したとき
- ・特例を受けている子が3歳に到達する前に死亡したとき、または特例を受けている子を別居等で養育しなくなったとき
- ・他の子の育児休業等(掛金免除)を開始したとき

忘れないで!



※4 福利厚生事務の手引 別冊様式集P149

問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎ 03-5320-6828